

上田市人権施策基本方針

(第二次改訂)



上 田 市

はじめに

上田市では、平成19年に制定した「上田市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、平成20年に「上田市人権施策基本方針」を策定しました。

また、教育委員会は、平成21年に「上田市人権同和教育の基本方針」を策定し、これに基づき、学校、家庭、地域、企業、職場などにおいて、市民協働のもとに人権教育と啓発を進めてまいりました。その後、平成25年に二つの基本方針を統合した第一次改訂を行い、人権が尊重される上田市を目指して様々な取組を進めてきました。

第一次改訂から10年が経過しましたが、同和問題や女性、子ども、高齢者、障がい者に対する差別などが依然として存在しています。また、この間、犯罪被害者等や性的マイノリティ(少数者)への差別や偏見など、新たな人権問題も顕在化しています。更にはインターネットやSNSの普及による個人に対する誹謗中傷やプライバシーの侵害、コロナ禍における感染者や家族、医療従事者等に対する偏見や差別的な言動、外国人へのハラスメントなども社会問題となっています。

このような社会情勢の変化や各種法律・条例の制定・改正、また、新たに認識の高まった人権問題に対応するため、令和5年8月に上田市人権尊重まちづくり審議会に「上田市人権施策基本方針(第一次改訂)」の第二次改訂について諮問しました。令和4年に行った「人権に関する意識調査」の結果を踏まえ、市民の関心度や実態に合わせた課題や施策を検討し、令和6年2月に答申をいただき、第二次改訂となる「上田市人権施策基本方針」を策定しました。

今後、この人権施策基本方針に基づいて各分野にわたる施策の推進を、行政運営の重要課題と位置づけ、基本理念である「一人ひとりの人権が尊重される社会を実現する」ために、市民の皆様と協働して取り組んでまいりますので、一層の御理解、御協力をお願いいたします。

本指針の改訂に携わっていただきました審議会委員の皆様、御意見や御助言をいただいた多くの市民の皆様に厚く御礼申し上げます。

令和6年3月

上田市長 土屋 陽一



第1章 基本的事項	3
1 基本方針策定及び改訂の趣旨	4
2 基本方針の位置づけ	4
3 人権をめぐる動向	4
第2章 基本理念	9
1 基本理念	10
2 体系図	11
第3章 人権施策の方向性	13
1 人権の視点に立った行政の推進	14
2 人権意識高揚のための施策	14
(1) 人権教育・啓発の推進	14
(2) 人権教育・啓発の方向性	14
(3) 様々な場における人権教育・啓発の推進	15
3 人権擁護と救済のための施策	16
(1) 相談・支援体制の充実	16
(2) 救済・保護体制の充実	16
(3) 情報提供の充実	16
第4章 分野別施策の方向性	17
1 女性	18
2 子ども・若者	19
3 高齢者	21
4 障がい者	22
5 同和問題	23
6 外国人	24
7 犯罪被害者等	26
8 インターネットによる人権侵害	27
9 性の多様性	28
10 感染症・疾病	29
11 様々な人権問題	31
第5章 推進体制	33
1 行政における推進体制	34
2 上田市人権尊重のまちづくり審議会	34
3 市民、団体、関係機関との連携	34
4 評価と見直し	34
資 料	35
1 用語解説	36
2 人権に関する市民意識調査報告書(抜粋)	41
3 世界人権宣言	43
4 日本国憲法(抜粋)	46
5 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	47
6 上田市人権尊重のまちづくり条例	48
7 上田市人権施策基本方針策定の経過	50
8 上田市人権尊重のまちづくり審議会委員名簿	51
9 上田市人権施策推進庁内会議委員名簿	52



第1章 基本的事項

1 基本方針策定の趣旨

2 基本方針の位置づけ

3 人権をめぐる動向

1 基本方針策定及び改訂の趣旨

上田市では、平成18年(2006年)3月6日の合併に伴い、新市として人権施策の統一を図るため、平成20年(2008年)に「上田市人権施策基本方針」を策定し、これに基づき、平成24年度(2012年度)までの5か年の基本計画に沿って分野ごとに様々な人権施策を総合的に展開してきました。

また、市教育委員会は、平成21年(2009年)3月に「上田市人権同和教育の基本方針」を策定し、これに基づき、学校、家庭、地域、企業・職場などにおける人権同和教育と啓発を進めてきました。

平成24年度(2012年度)には、社会経済情勢の急速な変化、情報技術の進展等を背景に、上田市人権施策基本方針及び上田市人権同和教育の基本方針を一本化して「上田市人権施策基本方針(第一次改訂)」を策定しましたが、その後、今日までの間に社会情勢は更に大きく変化しました。

女性、子ども、高齢者、障がい者に対する差別などが依然として存在しており、ヘイトスピーチを含む外国人への差別やハラスメントなどの人権問題も大きな社会問題となっています。犯罪被害者等、性的マイノリティ(少数者)への差別や偏見など、新たな人権問題も発生しています。

また、インターネットやSNSの普及により、世界中の人々と容易につながることが可能になると同時に、個人に対する誹謗中傷やプライバシーの侵害といった深刻な問題が起きています。特に、新型コロナウイルス感染症が感染拡大する中で、感染者・濃厚接触者、医療従事者やその家族、外国人などに対する差別や誹謗中傷がなされ、インターネット上の悪質な書き込み、心ない言動などが広がりました。

このような最近の社会情勢や令和4年度(2022年度)に行った「人権に関する市民意識調査」の結果等を踏まえ、第二次改訂を行います。

2 基本方針の位置づけ

この基本方針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成12年(2000年)施行)及び「上田市人権尊重のまちづくり条例」(平成19年(2007年)施行)に基づいています。

また、第二次上田市総合計画及び上田市自治基本条例(平成23年(2011年)施行)の趣旨との整合性を図っています。

- (1) 上田市における人権尊重のまちづくりに向けて、課題を明らかにしたうえで、上田市が取り組むべき人権施策の基本的な方針を示すものです。
- (2) 人権施策の基本的な方針を踏まえ、上田市が目指す主な方向や施策を明らかにすることにより、学校、家庭、地域、企業・職場などあらゆる場面における、行政、市民、関係機関、関係団体などの自主的かつ積極的な行動を促すためのものです。

3 人権をめぐる動向

(1) 世界の動き

20世紀において、世界を巻き込んだ二度の大戦により多くの人命が失われました。特に第二次世界大戦においては、人権の侵害や抑圧が横行しました。その反省から、昭和23年(1948年)12月10日、第3回国連総会において「世界人権宣言」が採択されました。

世界人権宣言では「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」とし、また、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心を授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」と表明しています。

この「世界人権宣言」の理念を実効あるものとするため、「国際人権規約」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」、「自由権規約」、「社会権規約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」等の人権に関わる様々な条約が採択されました。また、人権に関する様々な宣言やテーマを定め国際社会が共通して国際年などの取組が行われました。

人権教育の取組として、国連は平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」として定め、各国に対し、「人権という普遍的文化」が構築されるよう人権教育に積極的に取り組むよう要請しました。

「人権教育のための国連10年」の終了後も、平成17年（2005年）には、そのフォローアップを目的として、段階（フェーズ）ごとに重点領域を定め行動計画を策定する「人権教育のための世界プログラム」が採択され、「人権教育のための国連10年」は「人権教育のための世界プログラム」に引き継がれました。

また、平成27年（2015年）の国連サミットにおいて、持続可能な開発目標（SDGs）を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、人権を大きな柱に据え、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものとされています。

人権課題の個別分野ごとの具体的な国際法は、平成元年（1989年）に「子どもの権利条約」、平成18年（2006年）に「障害者権利条約」、平成19年（2007年）に「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択されるなどの整備が進んでいます。更には、平成23年（2011年）の国連人権理事会で「人権を保護する国家の義務」、「人権を尊重する企業の責任」及び「救済へのアクセス」の三つの柱から成り立つ「ビジネスと人権に関する指導原則」が承認されました。

■持続可能な開発目標（SDGs）と人権

- SDGsでは、誰一人取り残さない、包摂的かつ持続的な経済成長、共有された繁栄及び働きがいのある人間らしい仕事のための条件を、各国の発展段階の違い及び能力の違いを考慮に入れた上で、作り出すことを基本理念としており、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の前文では、「すべての人々の人権を実現する」、「ジェンダー平等と全ての女性と女児の能力強化を達成する」と宣言し、また、「人間」の項目において、「あらゆる形態及び側面において貧困と飢餓に終止符を打ち、全ての人間が尊厳と平等の下に、かつ健康な環境の下でその潜在能力を発揮できるようにする」など、全ての人間の尊厳と平等が強調されるとともに、貧困の解消やジェンダー平等の実現に向けた決意が示されています。
- 上田市は令和4年（2022年）5月に、SDGsの理念に沿った取組を推進する都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市として、「SDGs未来都市」に選定されています。



(2) 日本の動き

昭和22年(1947年)、わが国においては「基本的人権の尊重」を基本理念に掲げた日本国憲法が施行され、種々の人権施策を推進するとともに、国際社会の一員として「国際人権規約」をはじめ人権に関する諸条約に加入し、その具体的な取組を進めてきました。

特に、日本固有の人権問題である同和問題について、昭和36年(1961年)に「同和対策審議会」が設置され、昭和40年(1965年)に「同和問題の解決こそ国の責務である」と答申が出され、これを受けて昭和44年(1969年)に「同和対策事業特別措置法」が施行され、各種の特別対策を講じてきた結果、実態的差別は大きく改善され平成14年(2002年)に終了しました。

平成9年(1997年)には、人権教育及び啓発と人権侵害被害者の救済に関する施策推進を国の責務と定めた「人権擁護施策推進法」(5か年の時限法)が施行されるとともに、同年、「人権教育のための国連10年」国内行動計画を策定し、関係府省での取組が開始されました。

平成11年(1999年)には、同法に基づき設置された「人権擁護推進審議会」から、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」が答申されました。

更に、平成12年(2000年)に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を施行し、平成14年(2002年)には、同法に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成23年(2011年)一部変更)が策定されました。国は、この基本計画に基づき、人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととしています。

その後、差別を解消することを目的とした法律として、平成28年(2016年)に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」、そして「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」という人権に深く関わる、いわゆる人権三法が施行されました。

令和元年(2019年)には、アイヌ民族を法律として初めて「先住民族」と明記し、独自の文化を生かした地域振興策のための交付金制度などが盛り込まれた「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(アイヌ施策推進法)」が施行されました。

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」などの個別の人権問題に関する法整備が進められる中、令和2年(2020年)には「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(パワー・ハラスメント【1】防止法)」が施行され、更には、「ビジネスと人権に関する行動計画」が策定されるなど、人権尊重社会実現への条件を整えてきました。

(3) 長野県の動き

長野県においては、平成11年(1999年)3月に「人権を尊重し差別のない明るい長野県づくり」を目標とした「人権教育のための国連10年長野県行動計画」を策定、平成15年(2003年)4月に国の法律を受けて「長野県人権教育・啓発推進指針」が策定され、平成22年(2010年)2月に少子高齢化、国際化、情報化の進展など社会情勢の変化に適切に対応した人権政策をより総合的に推進するため、県人権政策審議会の答申に沿った「長野県人権政策推進基本方針」が策定されました。

この基本方針は、長野県における人権政策の基本的な考え方や方向性を示すもので、県では、基本理念に掲げる「人権が尊重される長野県づくり」に向け、各種人権施策を推進しており、長野県教育委員会においては、平成23年(2011年)3月に人権教育指導の手引きの改訂版である「人権教育推進プラン」が策定されました。

また、「障害者差別解消法」の施行を契機に、長野県は啓発活動等に取り組んできましたが、令和4年(2022年)4月に、障がいの有無に関係なくお互いの個性を尊重し支え合い生かし合う社会の実現のために、県や市町村、県民、事業者の責務や役割を明らかにした「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」が施行されました。

更に、近年、全国で凶悪犯罪が頻発するなど犯罪被害者等支援の重要性がますます高まるとともに、

SNS等による誹謗中傷や周囲の者からの二次被害など、犯罪被害者等は一層困難な状況に直面しています。このような状況の中、犯罪被害者等が抱える課題を解決し、誰もが安心して暮らすことのできる社会の実現を図るため、令和4年(2022年)4月に「長野県犯罪被害者等支援条例」が施行されています。

また、性的マイノリティ(少数者)の方が、大切なパートナーとともにその人らしい人生を送ることができるように、生活上の障壁を取り除くことを目指し、パートナーシップ届出制度を令和5年(2023年)8月1日に施行しました。

(4) 上田市の動き

平成18年度(2006年度)に設置された「上田市人権擁護審議会」の審議を経て、平成19年(2007年)4月に「上田市人権尊重のまちづくり条例」を施行し、この条例に基づき、平成20年(2008年)10月に「上田市人権施策基本方針」を策定しました。その後、平成21年(2009年)3月に教育委員会において、学校、家庭、地域、企業・職場などにおける人権同和教育と啓発を進めるため、「上田市人権同和教育の基本方針」を策定しました。

また、新しい上田市の行政と市民の目指す方向として、人権が尊重され、誰もが誇りを持ち能力を發揮できるまちづくりを築くため「優しい思いやりあふれる人権尊重都市宣言」を平成22年(2010年)2月25日に議決宣言しました。

平成24年(2012年)に「人権に関する市民意識調査」を実施し、上田市人権施策基本方針及び上田市人権同和教育の基本方針を一本化した「上田市人権施策基本方針(第一次改訂)」を平成25年(2013年)3月に策定し、様々な人権施策を推進してまいりました。

しかしながら、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等に関わる人権問題が依然として存在するとともに、性的マイノリティ(少数者)やひきこもりなど、新たな人権課題も顕在化してきています。

こうした人権侵害が行われることなく、一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するため、令和4年(2022年)に行った「人権に関する市民意識調査」の結果や上田市人権尊重のまちづくり審議会での議論を踏まえ、上田市人権施策基本方針の第二次改訂を行いました。





令和4年度人権作品最優秀賞 ポスターの部

「一人ひとり描こう 幸せな未来を」

第五中学校 1年 つかはら 塚原 ほのか 帆花



第2章 基本理念

1 基本理念

2 体系図

上田市人権尊重のまちづくり条例の前文においては、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。世界人権宣言がうたうこの理念は、人類普遍の原理であり、日本国憲法が保障する基本的人権と法の下での平等も、かかる原理に基づくものである」としています。

そして、上田市が目指す「人権尊重のまちづくり」として、上田市民憲章には「共に尊重し合い 平和を愛し やさしさあふれるまち」と定め、また都市宣言では、人権が尊重され、誰もが誇りを持ち能力を発揮できるまちを築くため、「優しい思いやりあふれる 人権尊重都市」と宣言しています。この考え方をもとに、人権施策の基本理念を次のように決めました。

「一人ひとりの人権が尊重される社会を実現する」

この基本理念の実現に向けて、次の3つのまちづくりを目標とします。

- (1) 一人ひとりがかげがえのない命を大切にし、
差別と偏見のない安心して暮らすことのできるまち
- (2) それぞれの個性や能力等を尊重し合うとともに、
これらを十分に発揮することのできるまち
- (3) 社会生活における多様な文化や価値観を尊重し合い、
共によりよく生きていくことのできるまち

基本理念 一人ひとりの人権が尊重される社会を実現する

基本理念の実現に向け3つの目標

- 1 一人ひとりがかげがえのない命を大切にし、差別と偏見のない安心して暮らすことのできるまち
- 2 それぞれの個性や能力等を尊重し合うとともに、これらを十分に発揮することのできるまち
- 3 社会生活における多様な文化や価値観を尊重し合い、共によりよく生きていくことのできるまち

人権施策の方向性

- 1 人権の視点に立った行政の推進
- 2 人権意識高揚のための施策
 - (1) 人権教育・啓発の推進
 - (2) 人権教育・啓発の方向性
 - (3) 様々な場における人権教育の推進
- 3 人権擁護と救済のための施策
 - (1) 相談・支援体制の充実
 - (2) 救済・保護体制の充実
 - (3) 情報提供の充実

分野別施策の方向性

- 1 女性
- 2 子ども・若者
- 3 高齢者
- 4 障がい者
- 5 同和問題
- 6 外国人
- 7 犯罪被害者等
- 8 インターネットによる人権侵害
- 9 性の多様性
- 10 感染症・疾病
- 11 様々な人権問題

推進体制

- 行政における推進体制
- 上田市人権尊重のまちづくり審議会
- 評価と見直し

- 市民、団体、関係機関との連携



令和4年度人権作品最優秀賞 ポスターの部

「くらべない 1人1人が 主役だよ」

東小学校 6年 よこさわ 横沢 あお 碧



第3章 人権施策の方向性

1 人権の視点に立った行政の推進

2 人権意識高揚のための施策

- (1) 人権教育・啓発の推進
- (2) 人権教育・啓発の方向性
- (3) 様々な場における人権教育・啓発の推進

3 人権擁護と救済のための施策

- (1) 相談・支援体制の充実
- (2) 救済・保護体制の充実
- (3) 情報提供の充実

上田市における人権施策は、女性、子ども、高齢者などの各分野におけるそれぞれの計画に基づいて、相談、支援、救済などの事業を実施してきました。また、教育と啓発については、同和問題を人権教育の中心に位置づけ、様々な人権課題に対応した取組を推進し、人権尊重の意識や態度を育む事業を継続的に実施してきました。

しかし、令和4年(2022年)に行った「人権に関する市民意識調査」によると、女性、外国人において差別や偏見があると答えた人は前回調査より増え、同和問題においては差別意識がまだ残っていると答えた人は依然として半数を超えるなどの現実が明らかになっています。また、性的マイノリティ(少数者)に関しては、LGBT【2】の言葉の認知度が若い世代ほど高くなっています。

人権が尊重され、差別や偏見のない社会を実現するためには、市民一人ひとりが、人権尊重のまちづくりの担い手であることを認識し、傍観者ではなく推進者とならなければなりません。

また、人権施策の推進について、上田市人権尊重のまちづくり条例では「あらゆる人権問題の解決に向けて、市民の人権意識の高揚を図るための教育及び啓発に関する事業をはじめ、市政のすべての分野において総合的かつ計画的な施策を推進するものとする。」(第4条)と述べています。

これらを踏まえ、「人権の視点に立った行政の推進」、「人権意識高揚のための施策」、「人権擁護と救済のための施策」を基本施策に据えて推進します。

1 人権の視点に立った行政の推進

市行政全ての分野において人権の視点に立ち総合的に施策を推進することで、人権が尊重される社会の実現を目指します。

例えば、公共的建築物などのユニバーサルデザイン【3】の考え方を踏まえた地域の環境づくりを押し進めるためには、福祉部門だけでなく、建設部門・情報部門など、様々な分野が関係します。また、窓口をはじめとした市民との対応においては、障がいのある人に対し合理的配慮【4】を提供する必要があるなど、いかなる分野においても人権尊重の視点に立って取り組む必要があります。

このため、職員一人ひとりが、人権行政の担い手であることを自覚するとともに、常に人権の視点に立って施策の企画・実行・点検・改善に当たれるよう、研修等により資質の向上と人権意識の高揚を図ります。

2 人権意識高揚のための施策

市民の人権意識を高めるため、人権教育と人権啓発を推進します。

(1) 人権教育・啓発の推進

人権教育・人権啓発では、市民一人ひとりが人権尊重の意義及び様々な人権問題についての理解と認識を深め、自分の人権のみならず他の人の人権についても相互に尊重し合うことが重要となります。同時に、人権問題を自らの課題と捉え、人権を尊重する社会を築いていく意欲と実践力を高めることが求められます。

人権教育と人権啓発により、市民の人権尊重の精神が態度や行動などにおいて、日常的に発揮できるようにすることを目指します。

(2) 人権教育・啓発の方向性

上田市では、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「人権教育・啓発に関する基本計画」、「長野県人権政策推進基本方針」及び「長野県人権教育推進プラン」の方針に沿うとともに、本方針の基本理念を踏まえ、学校、家庭、地域、企業・職場など様々な場を通じて人権教育及び啓発を推進します。

(3) 様々な場における人権教育・啓発の推進

① 学校

学校、幼稚園・保育園などにおいては、人権教育は全ての教育の基本という理念に立ち、教育活動全体を通して推進します。人権に関する正しい理解と認識を深めるとともに、命の大切さや他人の痛みが理解できる心、お互いの違いを認め合う心など豊かな人間性を培い人権感覚を高めることで、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、いじめなどあらゆる人権侵害を許さない態度や実践力の育成に取り組めます。

幼児期は、命の大切さや豊かな心情を育む教育を行い、学齢期においては、発達段階に応じて身近な事象と結び付け考えられる課題を設定し、意欲的かつ主体的に解決する学習や、人権を尊重し合う人間関係を築くため、コミュニケーション能力の向上につながる教育を行うとともに、問題に気づき問題を解決していく生きる力の育成に取り組めます。

これらの教育活動を行う教職員の人権感覚を磨き、指導者としての力量を高めるため、授業研究、研修の充実に取り組めます。

また、発達段階に適した学習活動を継続的、計画的に進めるため、幼稚園・保育園から大学までの校種間における相互の連携と取組の充実を図ります。

② 家庭

家庭は、基本的な社会性を身につけるなど、子どもの人格形成や人権意識の形成に大きな影響を与えます。家庭においては、まず家族がお互いの人権を尊重し合える関係を構築し、日ごろから意識して人権問題を話題として取り上げ話し合うことで、人権に関する正しい理解と認識を共有していくことが必要です。

そのために、家庭と学校、幼稚園・保育園が常に協力し合う体制づくりと、地域及びPTAなどで行われる人権教育や青少年教育により、家庭における人権意識の醸成に努めます。

③ 地域

地域における人権教育は、住民が人権問題を正しく理解し、解決に向けた意欲と実践力を育成することが重要です。地域における人権尊重の意識の醸成と、様々な人権課題への理解と認識を深めるため、公民館等の社会教育施設を中心として、住民に対する学習機会を提供するとともに、自治会や分館等が主催する自主的な学習活動を支援します。

④ 企業・職場

企業の社会に与える影響がますます大きくなった現代社会では、企業も社会を構成する一員であり、企業は地球環境や人権に配慮した行動を行うべきであるとする「企業の社会的責任(CSR)」が強く求められ、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」や日本で策定した「『ビジネスと人権』に関する行動計画」など、国内外の動きも加速しています。

企業・職場には、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント【5】、男女格差、障がいのある人や外国人の雇用など様々な課題があり、人権尊重の視点に立った職場づくりや企業活動が望まれます。従業員一人ひとりの人権が尊重される職場は、活性化され働きやすい職場となり、業績の向上と企業の評価につながります。

企業は、人権尊重のまちづくりの担い手であることから、職場における主体的な人権教育や研修が進むよう「上田市企業人権教育連絡会」と連携し、人権担当者に対する研修や新入社員等の研修が積極的に取り組まれるよう支援します。

⑤ 特定の職業に従事する者

特定の職業に従事する者とは、行政職員、教職員、消防職員、医療・保健関係者、福祉関係者などで、いずれも人権に関わりの深い職業であることから、一人ひとりが人権について正しい理解と深い認識を

持ち、職務遂行に当たっては人権への配慮と誠実かつ公平であることが求められます。そのため人権尊重の視点に立った職務が遂行されるよう、人権に関する研修の充実に取り組みます。特に、上田市の人権行政の担い手である市職員の研修の充実に取り組みます。

3 人権擁護と救済のための施策

(1) 相談・支援体制の充実

人権に関する問題は多様化しており、相談・支援体制の充実や相談窓口に関する情報提供が求められています。

人権相談に関しては、上田市の関係部署において個別に相談員を配置して相談業務を行っています。相談された人権問題が早期に解決が図られるよう法務局、人権擁護委員、警察署、消費生活センター、労働基準監督署などの各機関、また、NPO【6】など民間団体とも連携し、相談や支援が行えるよう体制の充実を図ります。

(2) 救済・保護体制の充実

人権が侵害された場合の被害者の救済と保護については、市民の人権意識の高まりとともに、その充実が求められています。

被害者の救済と保護については、国の関係機関（法務局、裁判所、労働基準監督署など）、県の関係機関（人権啓発センター、警察署など）及び上田市の関係部署（福祉、保健、教育など）など様々な機関が行っています。人権に関する問題の解決に向け各機関と連携し、必要かつ確な救済と保護ができるよう体制の充実を図ります。

(3) 情報提供の充実

人権に関する相談・支援窓口及び救済・保護に関する情報を全ての人々が得られるよう、情報提供の充実を図ります。



第4章 分野別施策の方向性

1 女性

2 子ども・若者

3 高齢者

4 障がい者

5 同和問題

6 外国人

7 犯罪被害者等

8 インターネットによる人権侵害

9 性の多様性

10 感染症・疾病

11 様々な人権問題

1 女性

(1) 現状と課題

男女が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現は、21世紀最大の重要課題です。日本国憲法や世界人権宣言は男女の同権・平等を定め、「女子差別撤廃条約」は社会の様々な場面における女性差別の禁止を求めています。また「男女雇用機会均等法」、「男女共同参画社会基本法」、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」など、男女平等や女性の地位向上のための様々な法律が整備されています。

国ごとの男女格差を測る指数として「世界経済フォーラム」が毎年発表している「ジェンダー・ギャップ指数【7】」において、令和5年(2023年)6月に発表された2023年度版の日本の順位は、146カ国中125位と低く、先進7カ国(G7)の中でも最下位となっています。政治分野における女性議員の割合や、経済分野での女性管理職の割合が低いことが、日本の数値を下げる要因となっています。

また、様々な場面で女性であるがゆえに複合的に困難な状況に置かれている現実もあります。女性に対する就業環境の不公平さ、家事や育児、介護の負担、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス(DV)【8】の被害など様々な問題があります。この背景には、私たちの社会や日常生活の中に「男は仕事、女は家庭」など固定的な性別役割分担意識【9】が、根強く残っているからといえます。

更なる男女平等を進め、女性に対する差別や偏見をなくしていくためにも、様々な課題の解決に向け、男女が対等のパートナーとして互いに知恵を出し合うとともに責任を分かち合える社会の早期実現が必要です。

(2) 基本方針

「上田市男女共同参画推進条例」、「上田市男女共同参画計画」などに基づき、女性に対する差別や偏見をなくし、互いの人権が尊重される男女平等社会を実現するために、男女が性別に関わりなく、一人の人間として個性と能力が発揮でき、ともに責任を分かち合う社会を目指していきます。

(3) 施策の方向

	具体的な内容	主な担当課
① ジェンダーギャップ(男女の格差)の解消など啓発の推進	女性に対する差別意識や偏見の解消と固定的性別役割分担意識の解消に向け、様々な機会をとらえて啓発・教育活動を進めます。	人権共生課
② 政策や方針決定の場への女性の参画促進	行政、企業、地域などの様々な分野において女性が活躍できる場を広げ、政策や方針などの意思決定の場への女性の参画促進に取り組みます。	人権共生課
	政策や方針決定の場に参画するための女性の人材育成や支援を行います。	人権共生課
③ 困難な問題を抱える女性に向けた相談体制の充実	困難な問題を抱える女性が安心した生活ができるように、相談や支援を行います。	人権共生課 子育て・子育て支援課

2 子ども・若者

(1) 現状と課題

子どもも大人と同様に基本的人権が保障されています。更に、大人以上に人権を侵害されやすい子どもは、社会的に保護され、守られなければなりません。

平成元年(1989年)に国連は「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」を採択し、日本も批准しています。平成12年(2000年)には「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」が、平成25年(2013年)には、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として「いじめ防止対策推進法」が施行されました。更に、平成26年(2014年)には、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備し教育の機会均等を図るため「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されるなど、子どもの人権や安心・安全な生活を守るための法整備が進められ、各種施策を推進しています。

しかしながら、いじめ、不登校、ヤングケアラー【10】、貧困、虐待や児童ポルノ、更には子ども自身が犯罪に巻き込まれてしまうなど、子どもたちを取り巻く環境は、時代の変化とともにますます厳しさを増し、深刻な社会問題となっています。また、令和4年(2022年)に行った「人権に関する市民意識調査」では、子どもの人権が守られていないと思う場面として、「子どもの意見を大人が尊重しないこと」と回答した人は53%となっており、令和5年(2023年)に施行された「こども基本法」の目的に沿い、子どもの意見に耳を傾け、その権利の擁護が図られるよう施策を推進していく必要があります。

いじめや不登校などで悩んでいる児童生徒の早期発見、早期対応に努めるとともに、児童生徒や保護者などが抱える様々な悩みを解消するためには、個々のケースに応じた対応が必要です。また、ひきこもり等により、社会との関係が築きづらく、孤立しがちな子どもや若者の支援も必要です。

最近は人間性や社会性を育む集団的体験や行動の減少、家庭や地域の教育力【11】の低下、規範意識の希薄化などから家庭と地域の教育力を高めることが必要とされています。

更に、女性の社会参加や経済的理由などから家事や育児と仕事の両立、また子育ての不安感の軽減のための子育て支援が求められています。

(2) 基本方針

「上田市子ども・子育て支援事業計画」、「上田市教育支援プラン」などに基づき、全ての子どもたちが自らをかけがえのない存在として実感できるとともに、相手を尊重し、互いに支え合えるまちづくりを進め、心豊かな子どもを育てていく社会を目指します。

(3) 施策の方向

	具体的な内容	主な担当課
① 子どもの人権に関する教育の推進	子どもが自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができる人権感覚を育成するための保育や教育を推進します。	保育課 学校教育課 生涯学習・文化財課
② 子どもを虐待から守る取組の推進	関係機関・団体などのネットワークを広げ、相談支援体制の充実を図ります。	子育て・子育て支援課 保育課
	児童虐待の未然防止や早期発見を図るため、関係機関・団体などと協働し、地域で子どもの安全を守る取組を進めます。	子育て・子育て支援課 保育課
③ 相談・支援の充実	いじめや不登校などの問題に悩む児童生徒の早期発見と早期対応に努めます。	学校教育課

	具体的な内容	主な担当課
③ 相談・支援の充実	いじめや不登校などの悩みを抱える児童生徒や保護者に対して、関係機関・団体などが連携して、相談・支援を行います。	学校教育課
	相談窓口に関する情報について児童生徒や保護者に周知を図ります。	学校教育課
④ 青少年健全育成の取組の推進	青少年の人権を守り、健全な育成を進めるため、地域や関係団体などと連携して環境づくりや非行防止活動などを行います。	生涯学習・文化財課
	インターネットやSNSの利用拡大に伴うトラブルの増加を踏まえ、学校・家庭・地域が連携した情報モラル教育の充実を図ります。	学校教育課 生涯学習・文化財課
⑤ 子育て支援の充実	多様な保育サービスの提供をはじめ、子育てに必要な支援情報の提供を行い、安心して子育てができる環境づくりを進めます。	保育課 子育て・子育て支援課
⑥ 若者と社会をつなぐ支援	ひきこもりの状態にある人に対する偏見等を解消するため、理解促進を図ります。	福祉課 学校教育課 健康推進課
	ひきこもり等により社会との関係が築きづらく孤立しがちな子どもや若者と社会をつなぐ支援や居場所づくりの充実に取り組むとともに、相談窓口の周知に努めます。	福祉課 学校教育課 健康推進課
⑦ 子どもの意見聴取と施策等への反映	子どもに関する施策等を推進するに当たり、子どもの声を聴き、子どもの視点に立った施策等の実現に向け、庁内関係課や関係機関が連携して取組を進めます。	子育て・子育て支援課 生涯学習・文化財課



3 高齢者

(1) 現状と課題

上田市の高齢化率は、令和6年(2024年)1月1日現在、31.1%で、今後も団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年度(2040年度)まで、高齢者数は増え続け、高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者、介護を必要とする方や認知症高齢者の増加が予想されます。

この超高齢社会の中で、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるようにするためには、住民が相互に支え合う「地域包括ケアシステム【12】」の更なる深化や地域福祉の推進に向けた取組が必要とされています。このような現状等から、令和6年(2024年)1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法(認知症基本法)」が施行されました。

また、高齢者が虐待を受けたり、特殊詐欺や悪質商法などの消費者被害に巻き込まれるケースも増加していますが、平成18年(2006年)の「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」の施行に伴い、上田市では「高齢者虐待防止対応マニュアル」を策定し、高齢者虐待【13】防止に向けた施策を推進しています。

令和3年(2021年)には、「第8期上田市高齢者福祉総合計画」を策定し、高齢社会をめぐる課題に対応した施策を推進しています。

更に、認知症などにより判断能力を十分に発揮できない方のために平成24年(2012年)に設置した「上小圏域成年後見支援センター【14】」を活用し、成年後見制度の利用支援や高齢者の権利擁護の促進と支援を進めています。

(2) 基本方針

「上田市高齢者福祉総合計画」などにに基づき、高齢者が心身ともに健康で、生きがいを持ち、個人の尊厳が保たれ、それぞれが望む生活を可能な限り住み慣れた地域で継続できる社会を目指します。

(3) 施策の方向

	具体的な内容	主な担当課
① 高齢者の人権を尊重する意識啓発の推進	高齢者への尊敬や感謝の心を育むなど人権意識の啓発を行います。	高齢者介護課 保育課 学校教育課 生涯学習・文化財課
② 高齢者が安心して生活できる環境づくりの推進	住み慣れた地域で安心して、生活できるよう包括ケアが提供される環境づくりを推進します。	高齢者介護課
	特殊詐欺や悪質商法などの被害から守るため、高齢者などへの啓発や情報提供を行います。	高齢者介護課
③ 高齢者の社会参加や生きがいづくり活動の支援	地域活動などを通じて社会参加ができるよう、高齢者への生きがいづくり活動を支援します。	高齢者介護課
	経験や知識、技術を活かし、高齢者の意欲と能力に応じて就業できるよう支援します。	高齢者介護課
④ 高齢者の権利擁護の充実	認知症などにより判断能力を十分に発揮できない方の権利を守るため、関係機関と連携し成年後見制度の普及と活用を促進するとともに、地域住民の理解の促進を図ります。	高齢者介護課
⑤ 相談体制の充実	高齢者やその家族が気軽に相談できる体制を充実します。	高齢者介護課

4

障がい者

(1) 現状と課題

障がい者を含む全ての人々にとって住み良い平等な社会づくりを進めていくためには、国や地方公共団体が障がい者に対する各種施策を実施してだけでなく、社会全体で障がい者に対して十分な理解をし、配慮していくことが必要です。

平成5年(1993年)に、すべての障がい者は社会を構成する一員として、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されることを示した「障害者基本法」が施行され、平成16年(2004年)には障がいを理由とする差別禁止の規定が追加され、平成23年(2011年)には「障がい者」の定義が改められるとともに「社会的障壁」の定義が設けられました。

平成24年(2012年)には自治体への通報などを義務付けた「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が施行されました。

平成28年(2016年)には不当な差別取扱いの禁止と、合理的配慮の提供を定めた「障害者差別解消法」が施行されました。なお、合理的配慮の提供は、行政機関等は義務、事業者は努力義務とされてきましたが、同法の改正により、令和6年(2024年)4月から事業者も義務化されることとなります。

上田市では、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、令和2年(2020年)7月に「上田市手話言語の普及及び視聴覚障害者等の意思疎通手段等の利用促進に関する条例」を施行しました。

また、令和3年(2021年)から「第3次上田市障がい者基本計画」、「第6期上田市障がい福祉計画」及び「第2期上田市障がい児福祉計画」に基づき、障がい者福祉の向上とサービス体制の確保など、障がい者施策の総合的な推進を図っています。各地域自治センター及び障害者総合支援センターの5箇所には、「障がい者虐待防止センター(虐待通報窓口)」を設置し、障がい者の虐待防止に向けた施策を推進しています。障がい者の権利を守るため、「上小圏域成年後見支援センター」を設置し、成年後見制度についての情報提供や申請方法などの相談・支援を進めています。

(2) 基本方針

「上田市障がい者基本計画」などに基づき、障がいのあるなしにかかわらず互いに支え合い、ともに地域でいきいきと生活していくことができる「共生社会【15】」の構築を基本理念とし、障がい者が住み慣れた地域で、その人格と個性が尊重され安心して自立した生活ができるように障がい福祉サービスの提供と合わせ、差別や偏見など「心のバリア」のない社会を目指します。



(3) 施策の方向

	具体的な内容	主な担当課
① 障がい者に対する理解の促進	地域社会の中で、障がい者の人権尊重と権利擁護が図られるよう障がいや障がい者に対する理解と認識を深めるための啓発を行います。	障がい者支援課
② 障がい者の自立と社会参加の促進	障がい者の自立を図るために、障がい福祉サービスや保健、医療、介護予防施策の充実、包括的教育の確保と充実、及び雇用や就労支援などの促進に向けた取組を推進します。	障がい者支援課
	障がい者との交流やコミュニケーション支援の充実、レクリエーションや芸術文化活動の振興を通じて、障がい者の社会参加を推進します。	障がい者支援課
③ 障がい者が安心して生活ができる地域づくりの推進	障がい者が安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するため、公共的建築物などのユニバーサルデザインの考え方を踏まえた地域の環境づくりを推進します。	障がい者支援課
④ 障がい者の権利擁護の充実	障がい者の権利を守るため、関係機関と連携し成年後見制度の普及や活用を促進します。	障がい者支援課
⑤ 相談体制の充実	障がい者やその家族が住み慣れた地域で安心した生活ができるように、相談や支援を行います。	障がい者支援課

5 同和問題

(1) 現状と課題

わが国の歴史的過程で形づくられた身分的差別によって、国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられてきました。同和問題は、これらの人々が、今なお結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われたり、その他日常生活のうえでいろいろな差別を受けるといふ、わが国固有の人権問題です。

昭和44年(1969年)に同和地区住民の社会的、経済的地位の向上を不当にはばむ諸要因を解消するという目標をもった「同和対策事業特別措置法」が施行され、国を挙げて様々な取組が行われました。

その結果、同和地区の生活環境はおおむね改善されましたが、教育、就労などの生活課題をはじめ、同和地区出身者であることを理由とする差別は、今なお残っています。「身元調べ」を目的とした戸籍関係書類の不正取得や、同和地区への偏見に根ざしたインターネットやSNSなどにおける差別的書き込みや地区の特定など、同和地区出身者を苦しめている現実があります。

平成28年(2016年)には、「部落差別解消推進法」が施行されました。同法では、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識が示されています。

令和4年(2022年)に行った「人権に関する市民意識調査」では、「同和問題について今も差別が根強く残っている」「改善されてきているが、まだ残っている」と回答した人は、56%となっています。

上田市では、幼稚園・保育園、小学校、中学校、高校、大学などにおける学習、解放子ども会の活動、企業における同和教育等を通じて同和問題に対する理解と認識を深めてきました。また、人権啓発としては上田市人権啓発推進委員会による啓発活動を行っています。この問題の解決には、一人ひとりが同

和問題について、一層理解を深め、自らの意識を見つめ直すとともに、自らを啓発していくことが必要です。

(2) 基本方針

「上田市人権施策基本方針」などに基づき、相談・支援体制の充実を図るとともに、同和問題に対する正しい理解と認識を深め差別意識の解消に向けた取組を推進し、差別のない明るい社会を目指します。

(3) 施策の方向

	具体的な内容	主な担当課
① 同和教育の推進	学校教育では、児童生徒が同和問題をはじめ多様な人権問題の解決を自らの課題としてとらえ、主体的に取り組もうとする態度や行動力を養います。また、授業研究や教職員研修などを通じ、学校間の連携を図ります。	生涯学習・文化財課
	地域においては、公民館等の社会教育施設において住民に対する多様な学習機会を提供するとともに、自治会や分館等が主催する自主的な学習活動を支援します。	生涯学習・文化財課
	企業人権教育連絡会と連携して、人権意識の向上を図り、差別や偏見のない職場づくりを支援します。	生涯学習・文化財課
② 啓発活動の推進	同和問題に対する正しい理解と知識を深めるため、上田市人権啓発推進委員会をはじめとする関係団体と連携を図りながら、講演会、研修会や広報誌、各種資料の提供を通して、啓発活動を推進します。	生涯学習・文化財課
③ 相談事業の推進	同和問題に関する様々な相談に適切に対応するため、解放会館・解放センターに生活相談員を配置するとともに、関係団体などによる相談活動を推進します。	人権共生課
④ 差別事象への適切な対応	人権が侵害される差別事象が発生したときは、関係機関・団体などと連携して適切な対応を行います。	人権共生課

6 外国人

(1) 現状と課題

上田市の外国人住民数は、令和6年(2024年)1月1日現在4,154人(2.7%)となっています。

平成18年(2006年)の合併当時、市内においては、外国人の定住化が進み、日常生活をしていくうえで、教育、雇用や労働、健康保険や年金、医療や福祉、防災など様々な面で課題が生じていたことから、すべての人が国籍や民族、文化の違いを互いに認め合い、尊重し合って暮らすことのできる多文化共生社会【16】の実現に向けて、平成19年(2007年)に国・県等の関係機関、市民ボランティア団体、企業、上田市等で構成する上田市外国籍市民支援会議により、「上田市多文化共生のまちづくり推進指針」が策定されました。この指針に沿って平成21年(2009年)12月に「上田市多文化共生推進協会(A MU)【17】」が設立され、同協会を核として、多文化共生のまちづくりに向けた取組を行っています。

国における近年の動向として、平成24年(2012年)7月には、外国人登録法が廃止され、外国人についても、日本人と同様に住民基本台帳法の適用対象となりました。これにより、日本人と同様の基礎的行政サービスが受けられるようになりました。平成28年(2016年)6月には、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」が施行され、本邦外出身者又はその子孫に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進していくことが定められました。また、平成31年(2019年)4月には、出入国管理及び難民認定法の改正法が施行され、新たな在留資格「特定技能」が設けられたことにより、市内の外国人人口の増加が見込まれており、国籍や民族の違いを超え、互いの文化的差異や多様性を認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていく多文化共生の地域づくりを推進していく必要があります。また、同年6月には、日本に住む外国人への日本語教育を推進するための「日本語教育の推進に関する法律」が施行されるなど、日本語の学習機会の確保、日本語教育の水準の維持向上などが必要とされています。

(2) 基本方針

「上田市多文化共生のまちづくり推進指針」などにに基づき、外国人への必要な支援を行うとともに、国籍の異なる市民同士の交流を促進し相互の理解を深めることで、市民一人ひとりが自分と異なる文化、宗教、生活習慣などの多様性に対し寛容な態度を持ち、これを尊重することができる社会を目指します。

(3) 施策の方向

	具体的な内容	主な担当課
① コミュニケーションに関する支援	情報提供・相談を多言語で行う一元的相談窓口である「多言語相談ワンストップセンター【18】」において、健康保険や年金、税金などに関する相談に対応します。	人権共生課
	日本語を十分理解できない外国人に向け、多言語・やさしい日本語での情報提供や日本語の習得支援を行います。	人権共生課
② 生活に関する支援	外国籍児童生徒が日本社会において自ら未来を切り拓いていけるよう、学習の機会を保障し、日本語能力に応じた学習支援に努めます。	学校教育課
	適正な労働環境の確保、子ども・子育てや福祉サービスの適切な利用のための情報提供など、外国人の生活を取り巻く行政サービスの充実と利便性の向上に取り組みます。	人権共生課 学校教育課
	防災の観点から、有事の際に適切な行動がとれるよう、緊急時の情報入手や初期対応などの防災意識の啓発を行います。	人権共生課 広報課 危機管理防災課
③ 意識啓発と社会参画支援	地域住民と外国人との交流の場の提供や地域住民に対する意識啓発を通して、多文化共生に関する理解を深めます。	人権共生課
	外国人が自立し、構成員として地域に参画できるよう支援します。	人権共生課
	ヘイトスピーチ解消法の趣旨を踏まえ、ヘイトスピーチを解消していくため、文化等の多様性を認め、言語、宗教、生活習慣等の違いを正しく理解し、これらを尊重することが重要であるとの認識を深めるための啓発活動を推進します。	人権共生課

(1) 現状と課題

近年、犯罪被害者やその家族への人権問題に対する社会的関心が高まっています。日本での犯罪被害者等への支援制度としては、昭和56年(1981年)の「犯罪被害者等給付金支給法」の施行にはじまり、平成17年(2005年)に「犯罪被害者等基本法」が施行され、地方公共団体に対しては、相談体制の整備など支援の取組が求められています。また、同法により政府は、被害者等のための施策に関する基本的な計画を定めなければならないこととされており、令和3年(2021年)4月、「第4次犯罪被害者等基本計画(令和3年度(2021年度)～7年度(2025年度))」が策定されました。

長野県においては、令和4年(2022年)4月に犯罪被害者等支援における基本理念や基本的施策等を定めた「長野県犯罪被害者等支援条例」が施行され、この条例に基づく「長野県犯罪被害者等支援推進計画」が策定されました。

犯罪被害者等は、犯罪という理不尽な行為により、身体や心が傷つけられたり、家族の命を奪われたりするなどの直接的な被害を受けるだけでなく、被害後に生じる周囲の人々の心無いことばや、メディアの報道などによるストレス、医療費や転居などに伴う経済的な負担、捜査や裁判での精神的負担、事件に起因する精神的ショックや身体の不調など、いわゆる「二次被害」に苦しめられることもあります。

上田市においては、こうした犯罪被害者等の方々が抱える様々な問題に対応していくために、長野県や上田警察署、長野犯罪被害者支援センター等の関係機関と連携し、犯罪被害者等が置かれた状況に応じた適切かつ途切れることのない支援が必要であることから、令和6年(2024年)4月に「上田市犯罪被害者等支援条例」を施行し、この条例に基づき、犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、市民誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて、総合支援窓口の設置、経済的負担の軽減、日常生活の支援、広報・啓発・教育等を柱とした施策を策定し、実施します。

(2) 基本方針

「犯罪被害者等基本法」や「上田市犯罪被害者等支援条例」などに基づき、犯罪被害者等の人権に対する配慮や保護が図られる社会を目指します。

(3) 施策の方向

	具体的な内容	主な担当課
① 犯罪被害者等支援に関する啓発の推進	犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性及び二次被害が生じることのないよう配慮することについて、市民等及び事業者の理解を深めるための啓発、教育などに取り組みます。	人権共生課 生涯学習・文化財課 学校教育課
② 適切かつ途切れることのない犯罪被害者等への支援	犯罪被害者等が置かれた状況に応じ、関係機関等と連携して相談及び情報の提供等を行うとともに、経済的負担の軽減、日常生活の支援等を行います。	人権共生課

(1) 現状と課題

情報発信技術の発展によりインターネットが急速に普及し、多くの人の情報の収集や発信、コミュニケーションの利便性は大きく向上しました。

一方、発信者の匿名性も一つの要因となっており、誹謗中傷や差別的書き込みなど、深刻な人権に関わる問題が発生しています。

このため、平成14年(2002年)に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ【19】責任制限法)」が施行され、これに関連して「名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」が策定され、重大な人権侵害で被害者自身が被害の回復を図ることが困難な場合に、法務省人権擁護局や全国の法務局がプロバイダなどに削除を依頼することができるようになりました。

また、令和4年(2022年)には、インターネット上の誹謗中傷対策を強化するため、侮辱罪の法定刑が引き上げられ、厳罰化されました。

高度情報化社会の中であって利便性が向上する一方で、インターネットを利用するに当たっては、特性と影響を十分理解し、情報の収集や発信における利用者のモラルを高める必要があります。

また、小・中学生などの青少年のインターネット利用が年々増加し、誹謗中傷の書き込みやメールなど青少年が加害者や被害者になり、トラブルに巻き込まれる事案も発生しています。そうした状況の中、平成21年(2009年)に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行され、インターネット関係事業者にフィルタリング【20】の提供を義務化するなどの対策がされています。

しかし、悪質な人権侵害が後を絶たないことから、利用者と保護者の人権啓発や相談窓口など青少年のインターネット利用環境の向上が求められています。

令和4年度(2022年度)に行った「人権に関する市民意識調査」の結果では、インターネットによる人権侵害に関し、問題が起きていると思う事柄で最も多いものは、「他人を誹謗中傷する表現を掲載する」(90.6%)で、平成29年(2017年)の前回調査と比べ、11パーセント増加しています。これに次いで「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっている」(70.9%)が多く、前回調査と比べ、9パーセント増加しています。

インターネット等情報通信技術(ICT)については、今後も普及・発展が見込まれることから、インターネット等を利用する個人一人ひとりがプライバシーや名誉、情報モラルについて正しい理解を深めるための啓発が重要となっています。

インターネット上での人権侵害や個人情報の流出等に関わる問題に対して適切かつ迅速に対応するため、相談窓口の整備と周知に努める必要があります。

(2) 施策の基本方針

「上田市スマートシティ化推進計画」などにに基づき、インターネットを利用する一人ひとりが、情報化社会がもたらす影響について十分理解し、情報の収集や発信における利用者のモラルを身につけ、インターネットによる人権侵害のない社会を目指します。

(3) 施策の方向

	具体的な内容	主な担当課
① インターネットによる人権侵害の防止に向けた教育・啓発	個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解に加え、インターネットの特徴とその影響、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解を深めるための教育・啓発の充実を図ります。	マルチメディア情報センター 学校教育課
	学校・家庭・地域においては、情報を正しく安全に利用できるための情報リテラシーを深める教育を推進します。そして、有効活用の具体的方法や情報セキュリティの知識、ルールづくりの必要性について理解を深める啓発に家庭と連携しながら取り組むとともに、インターネットによる人権侵害などに対応する人権教育を推進します。	学校教育課 生涯学習・文化財課
② インターネットをめぐる人権侵害事案に対する適切な対応	長野県等の関係機関と連携しながら、インターネットモニタリングなどに取り組むとともに、悪質な人権侵害事案については、表現の自由に配慮しつつ、法務局、長野県等の関係機関と連携を図りながら、プロバイダ等への削除要請など適切に対応します。	人権共生課
③ 相談体制の構築	インターネットによる人権侵害の相談に対応するため、関係機関と連携した相談体制を整えます。	人権共生課

9 性の多様性

(1) 現状と課題

性的指向【21】により恋愛や性愛の対象が同性または両性である人や、身体の性と心の性(性自認・ジェンダーアイデンティティ)が一致しないため違和感に悩む人(「性的マイノリティ(少数者)」や「LGBT」)は、周囲の無理解により心ない目で見られるなど、差別や偏見の対象となっています。

そのため、差別や偏見を受けることを恐れて、性のあり方を周囲に打ち明けられず苦しむ人たちがいます。従来の性区分や性のあり方を前提とした価値観により、社会生活を送る上で支障を生じたり、不利益を強いられたりすることもあります。

我が国では、平成16年(2004年)に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の条件のもと、戸籍上の性別を変更することが可能となりました。また、平成20年(2008年)には、同法の改正により性別変更できる特定の条件が緩和されました。更に、令和5年(2023年)に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(LGBT理解増進法)」が施行されました。

教育分野では、平成27年(2015年)に文部科学省から「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」が通知され、平成28年(2016年)には、教職員向けの手引き「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」が作成されました。教職員の理解促進を通じて、悩みや不安を抱える児童生徒が相談しやすい環境づくりを推進しています。

令和4年度(2022年度)に行った「人権に関する市民意識調査」では、性的少数者の人権で特に問題があると思う事柄は、「性的少数者に対する理解が足りないこと」が63.9%で最も多く、次いで「差別

的な言動をすること]、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」となっています。すべての人の人権が尊重され、性別等の違いによって困難な状況におかれることがないように、性の多様性についての正しい知識を身に付け、理解を深める必要があります。

(2) 基本方針

「上田市男女共同参画計画」などにに基づき、講演会や研修会などを通じて、性の多様性に関する市民の理解を促進するとともに、性的マイノリティ(少数者)に関する悩みや困りごとに対する相談や性自認及び性的指向に関して悩みや不安を抱える児童生徒への適切な配慮を実施するなど、性的マイノリティ(少数者)の方々の生きづらさの解消に努めます。

(3) 施策の方向

	具体的な内容	主な担当課
① 性的マイノリティ(少数者)の人権に関する教育・啓発の推進	性の多様性に関する講演会やセミナーの開催、広報紙やホームページ等を活用した啓発活動に努め、家庭や職場、地域において、性の多様性が理解される取組を推進します。	人権共生課
② 性的マイノリティ(少数者)に寄り添った支援体制づくり	性的マイノリティ(少数者)の不安や悩みを解消するため、相談対応等支援に努めます。	人権共生課
	公文書における性別記載については、法令等により性別記載が定められている場合など、業務上性別情報が必要な場合を除き、性別欄は設けないものとし、性別欄を残す場合でも、性別欄の設け方を工夫するものとしします。	人権共生課
③ 学校における性的マイノリティ(少数者)の理解促進	長野県パートナーシップ届出制度の運用	人権共生課
	教職員が性の多様性に対する正しい理解を深め、児童生徒が安心して学校生活を送ることができる環境づくりを推進します。	学校教育課
	児童生徒が性的マイノリティ(少数者)の人権にかかわる認識を深めることができる学習を行い、一人ひとりの生き方やあり方を尊重し、認め合う心を醸成します。	学校教育課

10 感染症・疾病

(1) 現状と課題

HIV【22】やハンセン病【23】などの感染症については、いまだ正しい知識や情報の普及が不十分で、今日においても、こうした感染症等についての理解不足から生じる人権問題が発生しています。

HIV感染症は、その感染経路が特定している上、感染力もそれほど強いものでないことから、正しい知識に基づいて通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はなく、近年では医学の進歩によりエイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきています。

ハンセン病は、感染力が弱く、早期発見と適切な治療で完治する病気ですが、平成8年(1996年)に「らい予防法」が廃止されるまで、国の隔離政策により、当事者は差別や偏見の中で厳しい人権侵害を受けてきました。平成21年(2009年)に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)」が施行され、ハンセン病患者であった方などに対する差別や偏見の解消、福祉の増進、名誉

の回復等のための措置を講ずることとされました。

また、新型コロナウイルス感染症については、国内でも感染が拡大する中で、感染者や家族、医療従事者等への心ない言動やインターネットやSNS等での差別的な書き込みなど、様々な人権問題が発生しました。こうした状況を受け、令和3年(2021年)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見を防止するための規定が設けられました。

感染症や難病などの疾病に対する正しい知識の普及や理解を促進し、差別や偏見のない社会の実現に向けた取組を続けていく必要があります。

(2) 施策の基本方針

HIVやハンセン病等の感染症や難病などの疾病に対する正しい理解を促進し、感染者等やその家族等の人権が守られ、安心して日常生活を営むことができる社会づくりに向けて施策を推進します。

(3) 施策の方向

	具体的な内容	主な担当課
① 正しい知識の普及・啓発と理解の促進	HIVやハンセン病等の感染症や難病などの疾病について正しい知識や理解を深めるための教育・啓発活動を推進します。	人権共生課 生涯学習・文化財課
	感染者等やその家族に対する差別意識や偏見を解消し、多様な人々が共生できる地域社会づくりに取り組みます。	人権共生課 生涯学習・文化財課
② 感染症等に関する情報発信と相談窓口の周知	新型コロナウイルス感染症等に関する基本情報や感染予防対策等の情報発信に努めます。	人権共生課 生涯学習・文化財課 健康推進課
	誹謗中傷や差別に関する相談窓口の周知に努めます。	人権共生課 生涯学習・文化財課



11 様々な人権問題

(1) 現状と課題

今までに述べた人権問題のほかにも、次に掲げるような様々な人権問題が存在します。

① ハラスメント

職場でのセクシュアル・ハラスメントや、立場の優位性を利用して人格や尊厳を傷つけるパワー・ハラスメントの顕在化、最近では、妊娠、出産を理由とする嫌がらせや解雇等の不当な処遇を行うマタニティ・ハラスメント等が社会問題化しています。

② 北朝鮮当局による人権侵害

拉致問題は、人間の尊厳、人権及び基本的自由の侵害であり、国家間の重大な人権侵害です。拉致問題については、広範な世論の支持と理解が不可欠です。

③ 地域社会の慣行による人権侵害

地域社会には様々な慣行や因習がありますが、中には合理性が無く差別的なものも見受けられます。

④ 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対する根強い偏見によって、就職差別や住居の確保が困難であるなどの問題が発生しています。刑を終えて出所した人が更生し、社会の一員として日常生活を営むためには、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が必要です。この問題について、関心と理解を深め、差別や偏見を解消していくことが必要です。

⑤ ホームレス

様々な事情から住居を失い、公園などで生活を余儀なくされる人々がいます。そして、差別や偏見の対象となる場合があり、暴力事件なども発生しています。この問題について、関心と理解を深め、差別や偏見を解消していくことが必要です。

⑥ アイヌの人々

アイヌの人々の民族としての歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深め、令和元年(2019年)に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、アイヌの人々の人権を尊重していくことが重要です。

⑦ 災害と人権

平成23年(2011年)3月11日に発生した東日本大震災及びこれに伴う福島第一原子力発電所の事故は、放射能汚染による風評被害や被災者への差別的発言など大規模な災害がもたらす「人権侵害」について検証するきっかけとなりました。

本市では、災害時においても人権が守られ、安心した生活が送れるよう、一人ひとりが正しい知識と思いやりの心を持ち、問題を解決していくための意識の醸成を図ります。

また、人権に配慮した防災体制とともに、災害時の相談、援助、情報伝達など被災者の状況を踏まえた支援体制の確立に努めます。

ほかにも中国帰国者の人権や、人身取引【24】(性的搾取、強制的な労働等)に起因する人権問題など様々な人権問題が存在します。今後、これらに加え、新たに発生する人権問題にも意識や関心を高める必要があります。

(2) 施策の基本方針と方向

様々な人権問題については、新たに発生する課題も含めて、人権侵害の状況を把握するなど人権に関する課題をしっかりと見据え、必要な啓発や相談・支援に取り組んでいきます。

みんなであ つくろう 笑顔のWA



令和4年度人権作品最優秀賞 ポスターの部

「みんなであつくろう 笑顔のWA」

清明小学校 5年 やまもと 山本 ちな 千愛



第5章 推進体制

1 行政における推進体制

2 上田市人権尊重のまちづくり審議会

3 市民、団体、関係機関との連携

4 評価と見直し

「上田市自治基本条例」で定める「ともに個人として認め合い、互いの人権を尊重すること。」という「人権尊重の原則」に則り、市民一人ひとりの人権を尊重するとともに認め合う社会の実現に向けて、上田市の人権施策を効果的に進めるため、市民との協働及び関係機関・団体などと連携した取組を進めます。

1 行政における推進体制

- 人権施策を総合的に進めるため、「上田市人権施策推進庁内会議」により、関係部局との連携を密にして施策の推進を図ります。

2 上田市人権尊重のまちづくり審議会

- 市民、関係団体の代表者及び識見を有する者により構成される「上田市人権尊重のまちづくり審議会」は、人権施策基本方針に関する事項及びその他の事項について審議するとともに、人権施策の実施状況に対して意見を述べます。

3 市民、団体、関係機関との連携

- 人権施策の推進に当たっては、市民、自治会や人権啓発推進委員会、NPOなどの市民団体、企業及び国や県などを含む人権に関わる機関などと連携して効果的に取り組みます。

4 評価と見直し

- この基本方針を実効性のあるものにするために、関係部局が実施した人権施策について、上田市人権尊重のまちづくり審議会の意見をもとに評価を行うとともに、社会情勢の変化などに応じて5年を目途に方針の見直しを行います。
- 必要に応じて人権に関する実態調査等を行い、その結果を分析、研究し施策に反映させます。



資料

1 用語解説

2 人権に関する市民意識調査報告書(抜粋)

3 世界人権宣言

4 日本国憲法(抜粋)

5 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

6 上田市人権尊重のまちづくり条例

7 上田市人権施策基本方針策定の経過

8 上田市人権尊重のまちづくり審議会委員名簿

9 上田市人権施策推進庁内会議委員名簿

[1] パワー・ハラスメント

「パワーハラスメント」とは、職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの3つの要素を全て満たすものをいいます。なお、客観的に見て、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、職場におけるパワーハラスメントには該当しません。

(出典 厚生労働省 こころの耳)

[2] LGBT

「LGBT」とは、レズビアン(同性を好きになる女性)、ゲイ(同性を好きになる男性)、バイセクシュアル(両性を好きになる人)、トランスジェンダー(生物学的・身体的な性、出生時の戸籍上の性と性自認が一致しない人)の頭文字をとったものです。「LGBT」という言葉を上記4つのあり方に限らない性的マイノリティの総称として用いるのが一般的です。

(出典 厚生労働省「Ⅱ.職場と性的指向・性自認をめぐる現状」)

[3] ユニバーサルデザイン

「ユニバーサルデザイン」はあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方です。

(出典 総務省「バリアフリーとユニバーサルデザイン」)

[4] 合理的配慮

「合理的配慮」は、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること(事業所においては、対応に努めること)が求められるものです。重すぎる負担があるときでも、障害のある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切です。

(出典 内閣府リーフレット「合理的配慮を知っていますか?」)

[5] セクシュアル・ハラスメント

「セクシュアル・ハラスメント」とは、「職場」において、「労働者」の意に反する「性的な言動」により、

労働者が労働条件について不利益を受けたり、就業環境が害されることをいいます。男女雇用機会均等法により、事業者はその対策が義務付けられています。

(出典 厚生労働省 こころの耳)

[6] NPO

「NPO」とは「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称です。

したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることとなります。

このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人(NPO法人)」と言います。

NPOは法人格の有無を問わず、様々な分野(福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など)で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されています。

(出典 内閣府)

[7] ジェンダー・ギャップ指数

世界経済フォーラムが、経済、教育、保健、政治の分野毎に各使用データをウェイト付けしてジェンダー・ギャップ指数を算出しています。

スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が公表。男性に対する女性の割合(女性の数値/男性の数値)を示しており、0が完全不平等、1が完全平等を表しています。日本は146か国中125位(2023年6月21日発表)であり、「教育」と「健康」は世界トップクラスの値ですが、「政治」と「経済」は低い値です。

(出典 内閣府 男女共同参画局)

[8] ドメスティック・バイオレンス(DV)

「ドメスティック・バイオレンス」とは英語の「domestic violence」をカタカナで表記したものです。略して「DV」と呼ばれることもあります。

「ドメスティック・バイオレンス」の用語については、明確な定義はありませんが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多

いです。配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護等を図ることを目的として制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」は、「DV防止法」と呼ばれることもあります。

配偶者暴力防止法においては、被害者を女性に限定していません。しかし、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性です。配偶者からの暴力などの女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害する重大な問題です。相談件数や調査結果等から、少数の人だけが被害を受けているのではなく、多くの人が被害を受けていることが分かります。

(出典 内閣府男女共同参画局 配偶者からの暴力被害者支援情報)

【9】性別役割分担意識

「性別役割分担意識」とは、男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として役割を分ける考え方のことです。このような性別役割分担を固定的に考えていることが、男性の日常生活の意識・行動と関連しているのではないかと考えられます。

(出典 内閣府男女共同参画局 「男性にとっての男女共同参画」に関する意識調査報告書)

【10】ヤングケアラー

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことです。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

【具体的な例】

- ・障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。
- ・家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。
- ・障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。
- ・目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。
- ・日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。
- ・家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。
- ・アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。
- ・がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の

看病をしている。

- ・障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。
- ・障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

(出典 こども家庭庁 ヤングケアラーについて)

【11】地域の教育力

地域が学校と連携・協働することは、子供たちの教育環境の充実に資することにとどまらず、地域がその教育力を高め、持続可能な地域づくりにもつながるものです。

まず、学校教育については、学校内に閉じない「社会に開かれた教育課程」の実現が必要とされており、社会教育との連携も重要とされています。一方、子供たちへの教育は学校だけで完結するものではありません。特に変化の激しい時代にあって、地域住民や企業、NPOなど様々な専門知識・能力を持った地域人材が関わることで、将来を生き抜く子供たちに必要な知識・能力を育成することができません。

また、地域の大人は、子供が関わる事件に際して、そのことをどこに連絡・相談したら良いのか分からないとの実態もあり、まずは学校に関する活動の中で、気軽に子供たちに声をかけることから始めてみることも重要であり、学校と地域の連携の中で子供の様子を見守っていくことが重要です。

(出典 文部科学省「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」(中間報告))

【12】地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。

今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。

(出典 厚生労働省「地域包括ケアシステムの実現へ向けて」)

【13】高齢者虐待

高齢者虐待防止法では、「高齢者」とは65歳以上の者と定義されています。

○養護者による高齢者虐待

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」とされており、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当すると考えられます。

養護者による高齢者虐待とは、養護者が養護する高齢者に対して行う次の行為とされています。

- i 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。暴力的行為などで、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為

【具体的な例】

- ・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、やけど・打撲させる
- ・ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束、抑制をする／等

- ii 介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をを行っている家族が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。

【具体的な例】

- ・入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている
- ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある
- ・室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる
- ・高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない
- ・同居人による高齢者虐待と同様の行為を放置すること／等

- iii 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与えること。

【具体的な例】

- ・排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる
- ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う

- ・侮辱を込めて、子供のように扱う
- ・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する／等

- iv 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること。本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要

【具体的な例】

- ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する
- ・キス、性器への接触、セックスを強要する／等

- v 経済的虐待：養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由無く制限すること。

【具体的な例】

- ・日常生活に必要な金銭を渡さない／使わせない
- ・本人の自宅等を本人に無断で売却する
- ・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する／等

(出典 厚生労働省「市町村・都道府県における高齢者虐待への養護者支援について」【I 高齢者虐待防止の基本】)

【14】上小圏域成年後見支援センター

上小圏域(上田市・東御市・長和町・青木村)にお住まいの方を対象に、認知症や知的障がい・精神障がいなどにより、判断能力が不十分になった方々が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう成年後見制度などの利用支援を行います。

「成年後見制度」とは、判断能力が十分でない方について、家庭裁判所に申立てを行い、本人を援助する人(成年後見人)を選任し、その人に法的な権限を与え本人の代わりに法律行為を行うことができるようにする制度です。

(出典 社会福祉法人上田市社会福祉協議会)

【15】共生社会

障害がある、ないにかかわらず、女の人も男の人も、お年寄りも若い人も、すべての人がお互いの人権(私たちが幸福に暮らしていくための権利)や尊厳(その人の人格を尊いものと認めて敬うこと)を大切に、し、支え合い、誰もが生き生きとした人生を送ることができる社会、これを「共生社会」といいますが、この「共生社会」をともにつくっていかねばなりません。

社会には、様々な状況や状態にあったりする人々がいますが、「共生社会」は、様々な人々が、すべ

て分け隔てなく暮らしていくことのできる社会です。障害のある人もない人も、支える人と支えを受ける人に分かれることなく、支え合い、様々な人々の能力が発揮されている活力ある社会です。

(出典 首相官邸「共生社会をつくるために」)

【16】多文化共生

「多文化共生」を「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義しています。

(出典 総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書」2006年3月)

【17】上田市多文化共生推進協会 (AMU)

「上田市多文化共生推進協会」(英文名: Association for Multicultural community building of Ueda 略称: AMU) は、上田市内に暮らす国籍・民族や文化・言語などの異なるすべての人々が、同じ地域の住民として互いに認め合い、尊重しあって豊かに暮らすことのできる社会(多文化共生社会)を形成するために設立された組織です。

市民、企業や団体、行政のネットワークを支援し、情報を共有しながら、幅広い分野における国際的な協力、支援、交流活動や人材の育成を推進し、多文化共生のまちづくりに努めています。

【18】多言語相談ワンストップセンター

「多言語相談ワンストップセンター」は、外国籍市民等から在留手続、雇用、医療、福祉等の生活に係る相談を対面又は電話等でワンストップで受け付け、適切な情報提供を行うとともに、必要に応じて担当部署、関係機関への取次ぎを行う上田市役所の多言語相談窓口です。

【19】プロバイダ

インターネットに接続できるサービスを提供する事業者のことで、通常、電子メールを送ったり、ホームページを閲覧したりするには、インターネットサービスプロバイダと契約する必要があります。

インターネットは、家や会社、学校などの単位ごとに作られた1つ1つのネットワークが、さらに外のネットワークともつながるようにした仕組みです。外のネットワークと接続するために、ルータと呼ばれる機器や、インターネットサービスプロバイダと呼ばれる通信事業者のサービスを利用します。(出典 総務省「国民のためのサイバーセキュリティサイト」)

【20】フィルタリング

「フィルタリング」は青少年を違法・有害情報との接触から守り、安心して安全にインターネットを利用する手助けをするサービスです。

現在は携帯電話事業者をはじめ各社がフィルタリングサービスを提供しており、年齢や家庭のルールに応じてカスタマイズすることが可能なものもあります。

(出典 総務省「フィルタリング(有害サイトアクセス制限サービス)をご存じですか?」)

【21】性的指向

性的指向とは、人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛などを指します。

(出典 人事院「性的指向・性自認について」)

【22】H I V

「HIV (human immunodeficiency virus、ヒト免疫不全ウイルス)」は、エイズの原因になるウイルスです。HIVに感染したあと、数年間自覚症状のない時期が続き、その間に病原体などから体を守る免疫が徐々に低下します。健康な時には感染しない様々な感染症やがんなどにかかるようになった状態がエイズ(acquired immunodeficiency syndrome、後天性免疫不全症候群)です。

世界の状況

現在、世界には約3,670万人のHIV感染者がおり、そのうち約半数は自分が感染していることを知らないとされています。また感染がわかっても、住んでいる国によっては、経済的支援がないなどの理由で治療を受けられないままの人もいます。

新たにHIVに感染する人の数は年間約180万人、またエイズを発症して亡くなる方の数は年間約100万人と報告されています。これらは、もっとも高かった時期(2002～2005年頃)に比べると減少傾向にあります。世界ではまだまだ多くの人がHIVに感染し、亡くなっている現状があります。

日本の状況

日本のエイズ動向では、エイズを発症する前に早期に診断された人は「HIV感染者」、エイズを発症してから診断された人は「エイズ患者」として統計がとられています。

以前、日本では新たにHIVに感染する人の数が年々増えていましたが、2007年ごろからは横ばいの傾向となっています。今までにHIV感染症または

エイズと診断された人の数は累計で3万人です。

感染経路を知り、感染予防をしましょう

◆主な感染経路

- ・性的接触(異性間・同性間)による感染
- ・血液を介する感染(注射器の共用など)
- ・母子感染

HIVは、感染者の血液、精液、膣分泌液、母乳の中に多く含まれるので、これらを介した感染が起こります。

◆次のような感染経路では感染しません

- ・握手
- ・せき、くしゃみ
- ・ペットボトルの回し飲み
- ・プール、お風呂
- ・ドアノブ、電車のつり革 など

正しい知識をもつことがとても大切です

日本を含め世界には、いまだにHIV/エイズについて誤解している人や、偏見を持っている人がいます。このような差別や偏見をなくするためにはどうしたら良いのでしょうか。一人一人にできることを考えてみましょう。

(出典 文部科学省「HIV、エイズについて正しく知ろう」)

[23] ハンセン病

ハンセン病は、らい菌という細菌による感染症ですが、感染力は弱く、感染したとしても発病することは極めてまれで、しかも、万一発病しても、現在では治療法も確立し、早期発見と適切な治療により後遺症も残りません。

ハンセン病に対する正しい知識と理解は、いまだ十分とはいえない状況にあります。ハンセン病にかかった患者・元患者やその家族が、周囲の人々の誤った知識や偏見等によって、日常生活、職場、医療現場等で差別やプライバシー侵害等を受ける問題が起きています。

(出典 法務省「ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう」)

[24] 人身取引

(a) 「人身取引」とは、搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくはぜい弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は収受することをいいます。搾取には、少なくとも、他の者を売春させて搾取することその他

の形態の性的搾取、強制的な労働若しくは業務の提供、奴隷化若しくはこれに類する行為、隷属又は臓器の摘出を含めます。

(b) (a)に規定する手段が用いられた場合には、人身取引の被害者が(a)に規定する搾取について同意しているか否かを問いません。

(c) 搾取の目的で児童を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は収受することは、(a)に規定するいずれの手段が用いられない場合であっても、人身取引とみなされます。

(d) 「児童」とは、十八歳未満のすべての者をいいます。

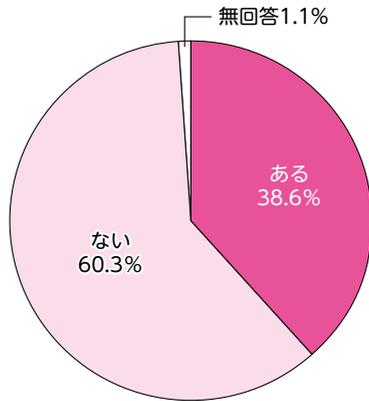
(出典 犯罪対策閣僚会議「人身取引対策行動計画2022」)

2

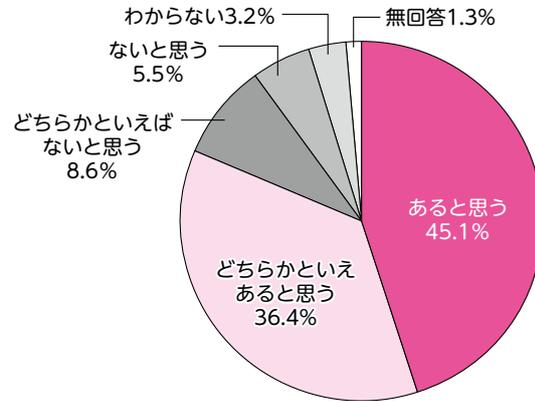
人権に関する市民意識調査報告書(抜粋)

令和4年12月

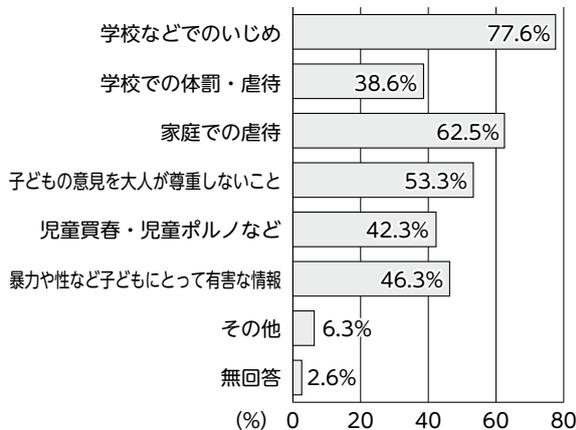
問 あなたは、今までにご自分の人権が侵害された
と思ったことがありますか。



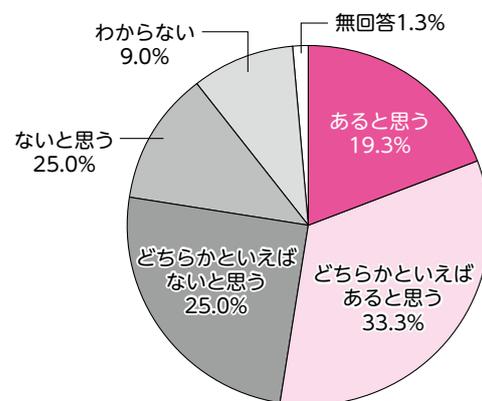
問 あなたは、現在の社会で女性に対する差別・偏見
があると思いますか。



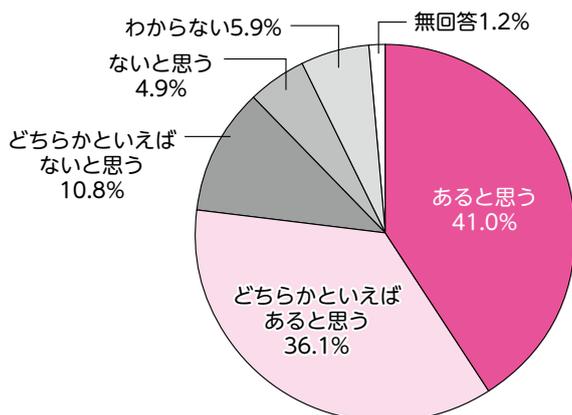
問 あなたは、現在の社会で、どのような面で子
どもの人権が守られていないと思いますか。
(複数回答)



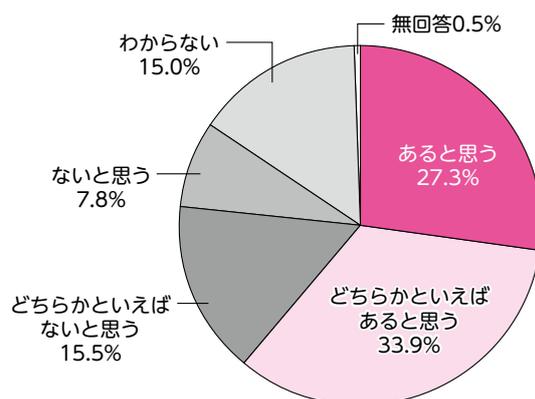
問 あなたは、現在の社会で高齢者に対する差別・
偏見があると思いますか。



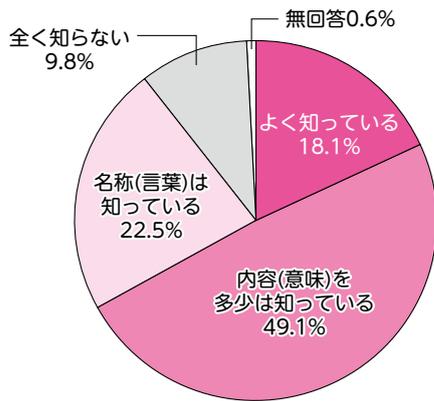
問 あなたは、現在の社会で障がいのある人に対す
る差別・偏見があると思いますか。



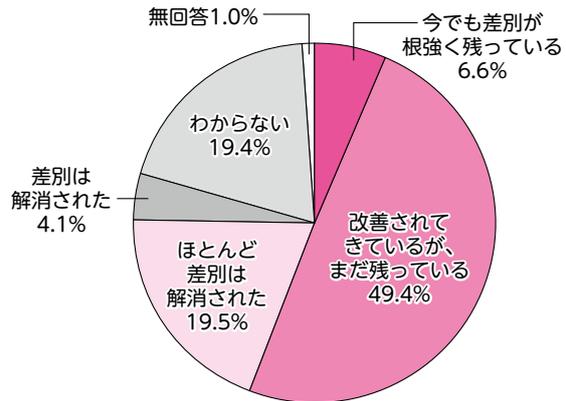
問 あなたは、現在の社会で日本に居住している外
国人に対する差別・偏見があると思いますか。



問 あなたは、LGBTQ*という言葉について、知っていますか。

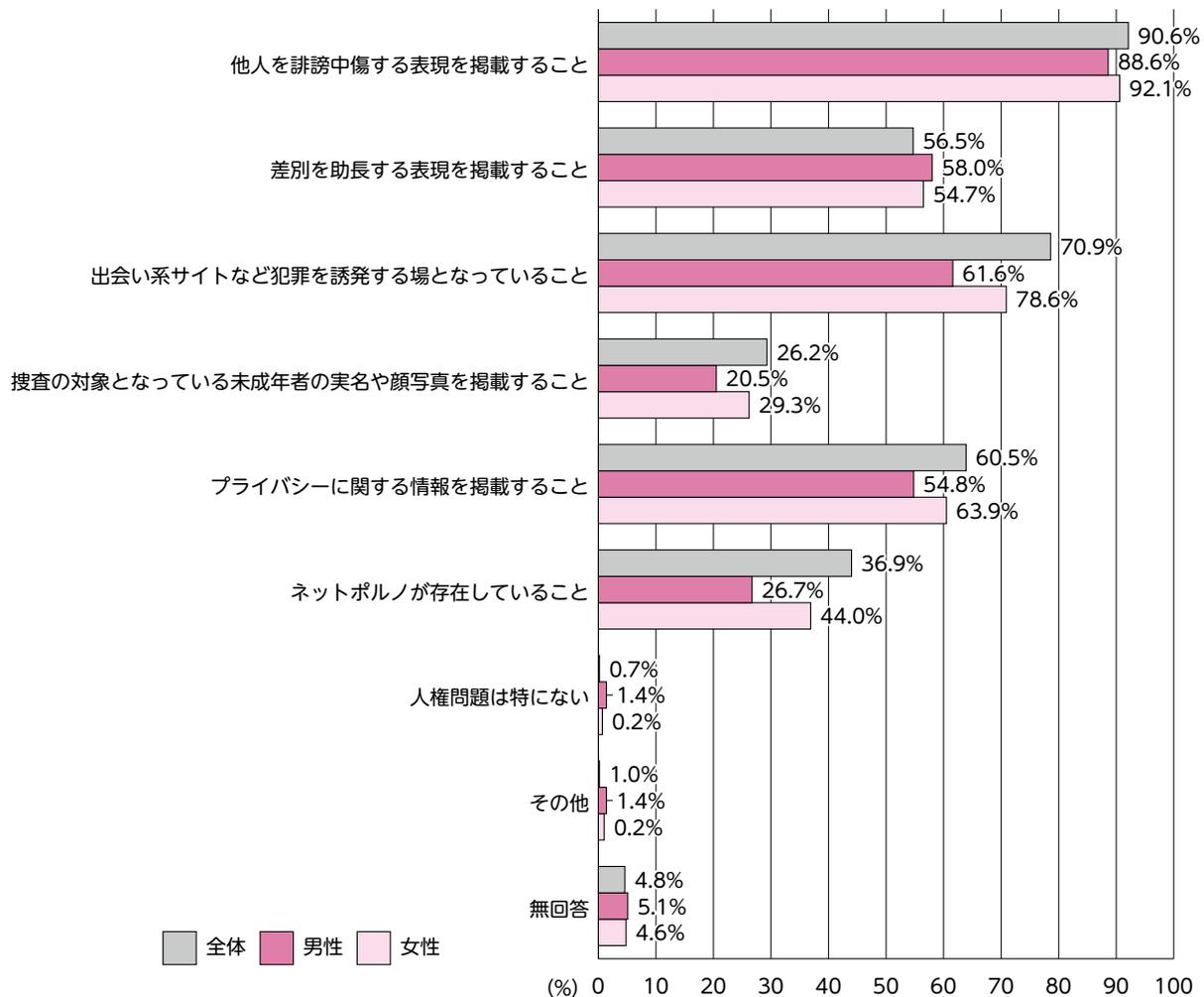


問 あなたは、同和問題についてどのようにお考えですか。



*LGBTQ…女性同性愛者(レズビアン)、男性同性愛者(ゲイ)、異性も同性も好きになる人(バイセクシャル)、性自認が出生時に割り当てられた性別とは異なる人(トランスジェンダー)、性自認や性的指向が明確でない人(クエスチョニング)の略

問 あなたは、SNSをはじめとしたインターネットによる人権侵害に関し、現在、どのような問題が起きていると思いますか。(複数回答)



1948年(昭和23年)12月10日 国際連合総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措施によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的

出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第四条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第五条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第六条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第十条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たっては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第十一条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第十三条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第十四条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第十五条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第十六条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第十七条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第十八条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第十九条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第二十条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第二十一条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第二十二条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第二十三条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第二十四条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第二十五条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第二十六条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第二十七条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第二十八条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第二十九条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第三十条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

昭和21年11月3日 公布

昭和22年 5月3日 施行

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第二十二條 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しな

ればならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則**(施行期日)**

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法(平成八年法律第二百十号)第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

平成19年3月30日 条例第7号

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。世界人権宣言がうたうこの理念は、人類普遍の原理であり、日本国憲法が保障する基本的人権と法の下での平等も、かかる原理に基づくものである。

しかしながら、今日もなお、人種、信条、性別、社会的身分、門地等を理由とした人権侵害や不当な差別が存在し、また、社会状況の変化に伴い、人権に関する新たな課題も生じてきており、それらの解決に向けた積極的な取組が強く求められている。

私たち一人ひとり、様々な個性を持つ唯一の存在であるため、各人が個人として等しく尊重され、それぞれがその能力に応じた可能性を十分発揮し得る機会が保障されなければならない。そのため、人権問題を共に考え、理解し、その解決のために協力し合うことが何よりも重要である。

私たちは、かかる状況と課題を踏まえ、すべての人々がお互いの人権を尊重し合い、心豊かに安心して暮らせる希望に満ちた人権尊重のまち上田市を築き上げるため不断の努力を続けていくことを決意し、ここに、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重のまちづくりについて、市及び市民の責務を明らかにするとともに、人権意識の高揚を図るための施策及び人権擁護に資する施策の推進に関し必要な事項を定め、もって人権尊重のまち上田市の実現を図ることを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、国、県その他関係機関及び関係団体(第7条において「関係機関等」という。)と連携し、市民と協働しながら、市民の人権意識の高揚を図り、及び人権擁護に資する施策を推進し、真に人権が尊重されるまちづくりに努めなければならない。

(市民の責務)

第3条 市民は、自らが、人権が尊重されるまちづくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるとともに、市の施策に協力するよう努めなければならない。

(施策の推進)

第4条 市長は、あらゆる人権問題の解決に向けて、市民の人権意識の高揚を図るための教育及び

啓発に関する事業をはじめ、市政のすべての分野において総合的かつ計画的な施策を推進するものとする。

(人権施策基本方針)

第5条 市長は、前条に規定する施策の総合的な推進を図るための基本となる方針(以下「人権施策基本方針」という。)を定めるものとする。

2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 人権が尊重されるまちづくりの基本理念
- (2) 人権意識の高揚を図るための基本施策
- (3) 人権に関する相談支援体制の基本的な事項
- (4) 人権問題における分野ごとの施策の基本的な事項

3 市長は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ第8条に規定する上田市人権尊重のまちづくり審議会に諮問するものとする。

4 市長は、人権施策基本方針を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、人権施策基本方針の変更等について準用する。

(実態調査等の実施)

第6条 市長は、この条例に基づく施策の推進に反映するため、必要に応じ、実態調査等を行うものとする。

(人権救済活動及び人権啓発活動の推進)

第7条 市長は、市民から人権侵害に関する申出があったときは、関係機関等と連携し、当該市民に対し、人権救済又は人権啓発に関し必要な助言又は指導をすることができる。

2 市長は、前項の申出につき必要があると認めるときは、次条に規定する上田市人権尊重のまちづくり審議会の意見を聞くことができる。

(上田市人権尊重のまちづくり審議会の設置)

第8条 人権尊重のまちづくりのための施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、上田市人権尊重のまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第9条 審議会は、人権施策基本方針に関する事項その他この条例で定める事項のほか、市長の諮問に応じ、人権尊重のまちづくりに関する基本的事項を調査審議する。

(組織)

第10条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、市民、関係団体の代表者及び識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第11条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長及び副会長)

第12条 審議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第13条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、専門的な事項について必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(部会)

第14条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

(補則)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(上田市人権擁護審議会条例の廃止)

2 上田市人権擁護審議会条例(平成18年条例第125号)は、廃止する。

7

上田市人権施策基本方針策定の経過

- 平成20年10月 7日 上田市人権施策基本方針策定
- 平成25年 3月 上田市人権施策基本方針第一次改訂
- 令和 5年 8月24日 人権尊重のまちづくり審議会開催（基本方針（第二次改訂）の諮問・協議）
- 9月25日 人権尊重のまちづくり審議会開催（基本方針改訂の協議）
- 10月16日～11月15日 市民意見募集（パブリックコメント）の実施
- 令和 6年 1月17日 人権尊重のまちづくり審議会開催（基本方針改訂の答申案協議）
- 2月 8日 上田市人権施策基本方針（第二次改訂）について市長に答申
- 令和 6年 3月 上田市人権施策基本方針第二次改訂



8

上田市人権尊重のまちづくり審議会委員名簿

任期(～令和5年9月30日)

職名	氏名	区分	所属団体等
会長	田中 みゆき	団体推薦	うえだ共同参画ネット
副会長	堀内 元彦	団体推薦	上田人権擁護委員協議会上田支会
委員	山崎 典久	団体推薦	長野県弁護士会上田在住会
委員	油井 恵美子	団体推薦	特定非営利活動法人長野犯罪被害者支援センター
委員	小林 佳代	団体推薦	上小被害者支援ネットワーク(上田警察署)
委員	小市 正輝	団体推薦	上田市民生委員・児童委員協議会
委員	土屋 彰	団体推薦	上田市人権啓発推進委員会
委員	成沢 松枝	団体推薦	部落解放同盟上田市協議会
委員	宮之上 孝司	団体推薦	社会福祉法人上田市社会福祉協議会
委員	滝沢 清茂	団体推薦	上田市高齢者クラブ連合会
委員	百瀬 久美子	団体推薦	特定非営利活動法人上田市身体障害者福祉協会
委員	高桑 美樹	団体推薦	上田市PTA連合会
委員	柴本 仁一	団体推薦	上田市多文化共生推進協会
委員	金井 律子	個人依頼	有識者
委員	関 美佐子	公募	有識者

任期(令和5年10月1日～)

職名	氏名	区分	所属団体等
会長	田中 みゆき	団体推薦	うえだ共同参画ネット
副会長	小市 正輝	団体推薦	上田市民生委員・児童委員協議会
委員	山崎 典久	団体推薦	長野県弁護士会上田在住会
委員	油井 恵美子	団体推薦	特定非営利活動法人長野犯罪被害者支援センター
委員	小林 佳代	団体推薦	上小被害者支援ネットワーク(上田警察署)
委員	荻原 広道	団体推薦	上田人権擁護委員協議会上田支会
委員	土屋 彰	団体推薦	上田市人権啓発推進委員会
委員	成沢 松枝	団体推薦	部落解放同盟上田市協議会
委員	柳原 渉	団体推薦	社会福祉法人上田市社会福祉協議会
委員	滝沢 清茂	団体推薦	上田市高齢者クラブ連合会
委員	百瀬 久美子	団体推薦	特定非営利活動法人上田市身体障害者福祉協会
委員	工藤 典子	団体推薦	上田婦人団体連絡協議会
委員	若尾 伸子	団体推薦	女と男うえだ市民の会
委員	高桑 美樹	団体推薦	上田市PTA連合会
委員	柴本 仁一	団体推薦	上田市多文化推進協会

(令和5年4月1日現在)

役職名	部局名	課所名	職名
会長	市民まちづくり推進部	人権共生課	人権共生課長
委員	市長直轄	秘書課	秘書担当係長
委員	政策企画部	政策企画課	政策企画担当係長
委員	総務部	総務課	人事組織担当係長
委員	市民まちづくり推進部	人権共生課	男女共同参画係長
委員	市民まちづくり推進部	人権共生課	人権同和対策係長
委員	市民まちづくり推進部	人権共生課	多文化共生担当係長
委員	市民まちづくり推進部	人権共生課	塩田解放会館長
委員	市民まちづくり推進部	人権共生課	城南解放会館長
委員	市民まちづくり推進部	市民課	市民サービス担当係長
委員	福祉部	福祉課	庶務施設係長
委員	福祉部	障がい者支援課	障がい者支援担当係長
委員	福祉部	高齢者介護課	高齢者支援担当係長
委員	健康こども未来部	健康推進課	母子・精神保健担当係長
委員	健康こども未来部	保育課	保育担当係長
委員	健康こども未来部	子育て・子育て支援課	こども家庭福祉担当係長
委員	産業振興部	地域雇用推進課	地域雇用推進係長
委員	産業振興部	農業政策課	農業振興担当係長
委員	都市建設部	住宅政策課	住宅管理係長
委員	教育委員会	学校教育課	学校教育担当係長
委員	教育委員会	生涯学習・文化財課	人権同和教育政策幹
委員	教育委員会	生涯学習・文化財課	人権同和教育係長
委員	教育委員会	生涯学習・文化財課	生涯学習係長
委員	教育委員会	中央公民館	次長
委員	丸子地域自治センター	丸子市民サービス課	丸子解放センター所長
委員	真田地域自治センター	真田市民サービス課	市民窓口担当係長
委員	武石地域自治センター	武石市民サービス課	市民窓口担当係長



令和4年度人権作品最優秀賞 ポスターの部

「勇気を出して きっと誰かの心救えるよ」

ながい さくら
第四中学校 2年 永井 咲良

上田市人権施策基本方針 (第二次改訂)

令和6年3月 発行

発行 上田市

編集 上田市市民まちづくり推進部人権共生課
上田市教育委員会生涯学習・文化財課

〒386-8601 長野県上田市中央一丁目11番16号

TEL 0268-22-4100(代表)

<https://www.city.ueda.nagano.jp>

